

千葉県環境審議会水環境部会 議 事 録

日時:平成 24 年 12 月 17 日 (月)

午後 2 時～

場所:千葉県文書館 6 階多目的ホール

目 次

1. 開 会	1
2. 千葉県環境生活部長あいさつ	1
3. 部会長あいさつ	2
4. 議 事	4
諮問事項	
(1) 平成25年度公共用水域及び地下水の水質測定計画(案)について	4
(2) 水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例の一部を 改正する条例骨子(案)について	16
5. そ の 他	23
6. 閉 会	28

1. 開 会

司会（山中副課長） 経済産業省の中村委員の代理の藤井様がまだお見えでございませぬが、定刻でございませぬので、始めさせていただきます。

ただいまから、千葉県環境審議会水環境部会を開催いたします。

私は、水質保全課の山中でございませぬ。本日の進行を務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

はじめに、本日御出席の委員の方々を御紹介申し上げます。

お手元の委員名簿と座席表を御覧ください。

水環境部会長の磯部雅彦委員でございませぬ。

入江晶子委員でございませぬ。

近藤昭彦委員でございませぬ。

瀧 和夫委員でございませぬ。

岩淵弘美委員でございませぬ。

加藤賢三委員でございませぬ。

なお、山室真澄委員と勝山満委員におかれましては、本日、所用のため欠席との連絡をいただいております。

続きまして、特別委員の方々です。

経済産業省関東経済産業局資源エネルギー環境部長の山内輝暢委員ですが、本日は代理として乙部倫子様へ御出席いただいております。

国土交通省関東地方整備局河川部長の泊宏委員ですが、本日は代理として中村徹立様に御出席いただいております。

同じく関東地方整備局港湾空港部長の下司弘之委員ですが、本日は代理として松川文彦様に御出席いただいております。

国土交通省海上保安庁第三管区海上保安本部千葉海上保安部長の小島良二委員ですが、本日は代理として林一馬様に御出席いただいております。

なお、農林水産省関東農政局生産部長の井川義孝委員は、本日は所用のため欠席でございませぬ。

それでは定足数の確認をさせていただきます。

ただいま御紹介申し上げましたとおり、本日は委員総数の半数以上の出席をいただいております。したがって、千葉県行政組織条例第 33 条の規定により、本会議が成立していることを報告いたします。

2. 千葉県環境生活部長あいさつ

司会 それでは、開会にあたりまして、環境生活部の戸谷から御挨拶を申し上げます。

戸谷環境生活部長 環境生活部長の戸谷でございませぬ。どうぞよろしくお願ひいたします。

早いもので、あと 2 週間で今年も終わり、昨日は衆議院議員選挙ということで、大きな節目。私どもは県政でございませぬけれども、国政ということで大きく変わっていくのか、

また私どもはきちんと自分たちの仕事をしっかりやっつけていこうと、そういう気持ちを新たにしたところでございます。

本日は、年末の大変お忙しい中、諸先生方、御審議を賜ります。よろしくお願いいたします。

本日本ですが、今年度第3回目ということになります。次第にもございますとおり、本日は2件の諮問事項、平成25年度公共用水域及び地下水の水質測定計画（案）が1点目、それから水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例、いわゆる上乗せ条例について一部改正骨子ということで、この案を御審議賜りたいということで、よろしくお願いいたします。

このうち水質測定計画ですが、「水質汚濁防止法に基づき知事が毎年定めること」とされており、水質の現況把握、施策の評価を行う上で最も基礎となる重要なものがございます。

また、県といたしましては、データの継続性に十分配慮するとともに、本年8月に水生生物保全に係る環境基準項目にノニルフェノールが追加されたこと、本年11月の環境省告示の改正により東京湾の内房南部沿岸水域について、水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定が変更されたことを踏まえて、計画（案）を作成したものでございます。

また、上乗せ条例の一部改正骨子（案）については、本年5月の水質汚濁防止法施行令の改正に伴い追加された特定施設を上乗せ条例の適用対象の特定施設に追加するための条例改正を行おうとするものです。

審議事項につきましては後ほど担当から詳細に説明を申し上げますので、御審議をよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

司会 ありがとうございます。

3. 部会長あいさつ

司会 続きまして、磯部部会長から御挨拶をいただきます。

磯部部会長 皆さん、こんにちは。部会長を仰せつかっております磯部でございます。

水環境の問題は、東京湾などを含めて閉鎖性内湾で、水質は一時に比べると若干改善されている傾向にある。しかし、なかなか生き物が増えてこない、水産生物が増えてこないという状況かと思えます。ただ、一方で、瀬戸内海のようにノリの養殖に対して栄養がちょっと足りないというようなことも出てきているという状況で、おそらく、排出削減をして水質まではよくなったのだけれども、なかなか底質までよくなっている状況にはなっていない。したがって、底生生物があまり増えていないので、魚類などもなかなか増えないという状況かと考えています。

こういうものを改善していくのは相当時間のかかる問題と考えていますが、これは長い目で見て長期的にずっと水質改善というものを進めていかなければいけない、続けていかななくてはいけないということだろうと思えます。

そういう点で、最近、国も都道府県もなかなか予算が厳しくなっていて、それで、どう

いう状況にあるかということをとらえるための水質の測定点が少しずつ減ってきたりしているということは、ちょっと私としては気になっているところではあります。今日の直接の話題ではありませんが、やはり長期的に水環境をよくしていこうと考えたときに、モニタリングをしっかりとっていくというのが基本だと思いますので、ぜひその辺は、県におかれても、また国の方々も御出席いただいていると思いますが、国においても、観測体制をぜひ強化する方向であって、弱体化しないでいただきたいと思っています。そういうことをしながら、私たちみんなで水環境をよくしていこうと思います。

今日は、条例の改正に関わるような問題も含めて御議論いただくことになっています。どうぞ活発な御議論をよろしく願いいたします。

司会 どうもありがとうございました。

議事に入る前に、お手数ですが、お手元の配付資料の確認をさせていただきます。

議事次第

委員名簿

座席表

千葉県環境審議会運営規程

水質汚濁防止法に基づく水質測定計画案について（諮問文・付議文 写）

水質汚濁防止法に基づく上乗せ条例の一部改正骨子案について（諮問文・付議文 写）

本日の議題に使用する資料ですが、少々資料の数が多くなっていますが、御了承ください。三つのグループに分けてあります。赤いインデックスが資料の本体、青いインデックスが参考資料となっております。

まず、諮問事項1に関する資料です。

資料1-1 平成25年度公共用水域及び地下水の水質測定計画（案）

資料1-2 平成25年度公共用水域水質測定計画（案）の平成24年度からの変更内容について

資料1-3 水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定の追加（海域）について

参考資料1-1 平成23年度公共用水域及び地下水の水質測定結果について

参考資料1-3 水生生物保全環境基準関係資料

次に、諮問事項2に関する資料です。

資料2-1 水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例の一部を改正する条例骨子（案）

資料2-2 上乗せ条例の一部改正骨子（案）における追加特定施設に係る業種区分と排水基準の考え方について

資料2-3 水質汚濁防止法施行令改正に伴う追加特定施設の設置状況について

資料2-4 水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例の一部を改正する条例骨子（案）に関する意見募集について

参考資料2-1 水質規制に係る法令体系図

参考資料2-2 上乗せ条例における規制体系について

参考資料2-3 水質規制法令等

最後に、その他の資料として、

- 参考資料 1－2 平成 23 年度ダイオキシン類に係る常時監視結果について
参考資料 3 「(仮称) 千葉県汚染土壌処理業に関する指導要綱」の
制定について
参考資料 4 公共用水域における放射能モニタリング調査について
参考資料 5 平成 23 年 地盤沈下の状況について

以上でございます。

不足するもの等はございませんか。

4. 議 事

司会 それでは、これから早速審議に入りたいと存じます。

千葉県行政組織条例第 33 条の規定により、部会長が会議の議長を務めることになっておりますので、以降の進行については磯部部会長にお願いいたします。

よろしくをお願いいたします。

磯部部会長 それでは議長を務めさせていただきます。議事の進行につきまして、御協力をよろしくをお願いいたします。

本日の会議については、千葉県環境審議会の運営規程に基づき公開で行います。

議事に先立ちまして、議事録署名人の指名を私に御一任願いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

磯部部会長 ありがとうございます。

それでは、今日は入江委員と岩淵委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

諮問事項

(1) 平成 25 年度公共用水域及び地下水の水質測定計画(案)について

磯部部会長 それでは議事に入ります。

本日の議題として、諮問事項が 2 件ございます。まず第 1 番目「平成 25 年度公共用水域及び地下水の水質測定計画(案)について」、御審議をお願いいたします。

まず、審議事項について事務局から御説明をお願いします。

生駒水質指導室長 「平成 25 年度公共用水域及び地下水の水質測定計画(案)」、諮問事項(1)ですが、説明させていただきます。

資料 1－1 を御覧ください。

この計画は、水質汚濁防止法第 16 条の規定により、水質汚濁の状況を常時監視するために平成 25 年度中に行う公共用水域及び地下水の測定調査について、必要な事項を定めるものです。

測定計画の策定については、公共用水域及び地下水の汚濁の防止に関する事項ですので、水濁法第 21 条の規定により当審議会に諮問させていただくものです。

また、測定計画（案）自体については、国、そして千葉市をはじめとする水濁法の政令市と隣接する東京都が実施する測定内容が含まれておりますので、それぞれの機関と協議して作成したものです。

はじめに公共用水域の水質測定計画について説明いたします。

資料 1-1 の 3 ページを御覧ください。

中段部分にある「3 測定内容」の「3-1 水質調査」です。

そのうちの「(1) 測定地点」は、表に示していますように、77 の河川、湖沼、海域について、24 年度と同数の 179 地点で実施します。このうち括弧書きしている 98 地点は、環境基準点となっております。

環境基準点は、その水域の水質を代表する地点として設定しております。その水域の環境基準の達成状況を評価する地点となります。

測定地点には、この環境基準点以外の地点として補助点というものがあります。補助点では、環境基準の達成状況の評価は行いませんが、環境基準点の測定を補完するということで参考となるデータを得ることを目的として水質の測定を実施しております。

「(2) 測定項目」です。

大きなものとして、生活環境項目——生活環境の保全に関する項目では、BOD や COD など 11 項目あります。そのうち水生生物項目——水生生物の保全に関する環境基準の項目については、先ほどの挨拶にもございましたが、今年 8 月の環境省の告示の改正を受けて新たにノニルフェノールという物質を測定項目に追加しております。

また、健康項目——人の健康の保護に関する項目、有害物質ですが、カドミウムなど 27 項目からそれぞれの水域の特性に応じて選定して実施いたします。

4 ページに移りまして、表の 3 番目の欄、左側に「要監視項目 (28 項目)」と書いてありますが、この要監視項目というのは、公共用水域における物質の検出の状況を踏まえて、直ちに環境基準の項目とはしないで、知見の集積、データの集積に努める物質ということで、いわば環境基準になる項目の予備軍的な位置づけにあるものです。平成 5 年から国で設定されています。その中で健康項目に係る項目として 26 項目、水生生物の保全に係る項目として 3 項目設定されております。必要に応じてこの中から選定して実施いたします。

その下の「要測定指標項目」ですが、これは国が環境基準の項目として導入を検討している項目です。昨年 3 月に国から通知があり、測定の協力について依頼があったものです。これを受けて、平成 24 年度から測定項目に加えております。その中で「大腸菌数」という項目がありますが、昨年度は海域はやっておりませんが、今年の 3 月に改めて海域においても大腸菌数の測定をするよう協力依頼がありましたので、来年度、海域での測定を追加したいと考えております。

「(3) 測定頻度」ですが、この中で、河川は年 4~12 日、湖沼は年 12~24 日、海域は、東京湾については年 6~12 日、その他九十九里地先の海域等については 4 日としております。測定頻度はこのように様々ありますが、測定地点が環境基準点か補助点かなどの理由からそれぞれ測定頻度が異なっているという状況がございます。

5 ページ、中段部分になりますが、「3-2 底質調査」です。

この底質調査は、水質と関連が深いと言われている底質を調査するものです。来年度 (平成 25 年度) は、10 の河川、一つの湖沼、1 海域、それぞれで合計 23 地点で調査を

実施したいと考えております。

底質調査につきましては、一定期間、例えば5年あるいは10年ですべての測定地点を一巡して調査していく。この年は例えば5地点、この年は10地点といったようなことで、私どもは「ローリング調査方式」と言っておりますが、毎年毎年地点を変えて行っております。そのような関係で、平成24年度と比べると来年度は2地点減少しております。

また、(2)、底質の調査項目は、酸化還元電位など基本項目が5項目、全窒素などの富栄養化項目が3項目、金属等が11項目など、合計19項目について実施いたします。

また、測定頻度につきましては、年1回としておりますが、国土交通省の調査地点については年1回から2回にする地点もございます。

6ページ、「5 測定結果の送付及び公表等」ですが、この測定計画に基づき実施した結果の公表については、国や都、水濁法の政令市など各機関の結果を県が取りまとめた上で公表することとしております。昨年度の測定結果についても、今年9月の水環境部会で概要を説明しましたが、本日、参考資料1-1としてお配りしておりますので、後ほど参考にしていただければと思っております。

以上が測定計画の概要です。

ここで、平成24年度からの主な変更内容を取りまとめております。資料1-2になります。

1ページの「1 水質調査」の「(1) 類型指定に伴う環境基準点の設定」です。

本年11月の環境省告示の改正により、東京湾の内房南部沿岸水域について、水生生物保全に係る環境基準、項目で言えば亜鉛とノニルフェノールになりますが、その環境基準の類型指定が変更されたことを受けて、その水域に従来の測定点、補助点を環境基準点として2地点格上げしようとするものです。

少しわかりにくいかと思っておりますので、もう少し詳しく触れたいと思います。

資料1-3、「水生生物保全に係る水質環境基準の類型指定の追加（海域）等について」という資料です。

「1 経緯及び諮問事項との関係」です。

BODやCODといった生活環境項目は、河川、沼、海域などの水域を人が利用することを念頭に、例えば水道や水産など利水の目的に対応して幾つかの類型が設定されております。その類型ごとにBODやCODなどの水質環境基準の値がそれぞれ決められております。また、二つ以上の都道府県の区域にまたがる水域、例えば東京湾、あるいは河川で言えば利根川や江戸川、こういったものについては、国（環境大臣）が類型を指定しております。それ以外の水域、一つの都道府県内を流れているような例えば中小河川や、千葉県で言えば印旛沼や手賀沼といった湖沼、そういったものについては都道府県知事が類型を指定しております。

水生生物保全の水質環境基準についても、同じように類型ごとに環境基準の値が設定され、国あるいは県がそれぞれの水域を類型指定しております。

水生生物保全環境基準の水域類型ですが、平成21年に国が東京湾、利根川、江戸川について類型指定しております。さらに、昨年6月の当部会でも御審議いただいておりますが、千葉県でも昨年の12月に県内の54河川、4湖沼について類型指定しております。

5ページに、類型指定の状況図ということで取りまとめております。これは東京湾の類

型指定の現在の状況です。

図の薄い青の部分がA類型と呼ばれているものです。濃い青の部分が、より環境基準の値が低いもので、特A類型として国が指定しております。

また、黒マルを環境基準点ということで示しておりまして、補助点を白マルで示しております。

今年の告示の改正によって、従来、A類型（薄い青色の部分）であった内房の南部沿岸の水域、この図で言えば下のほうの薄い青の線と濃い青の線の縞模様の部分が、特A類型に変更されております。名称としては「東京湾（へ）」という区域として追加されました。ほかに「東京湾（イ）」「東京湾（ロ）」「東京湾（ハ）」とありますので、最後に指定されたということで「東京湾（へ）」と呼ばれているようです。

実はこの水域には従来からの測定点、補助点が「東 21」から「東 27」まで6ヵ所ございます。「東」は東京湾という意味です。今回、特A類型に変更されたこの水域の環境基準点の達成状況を判断するために、黒マルの「東 22」「東 27」という地点を環境基準点として設定し、測定計画に盛り込みたいと考えております。

実はこの「東 22」「東 27」の近傍で、国の調査によって、魚の卵、魚の幼稚仔、魚が孵化して成魚になるまでの間の魚が確認されたということで、この近傍で環境基準点にするのが妥当だろうというので、従前からこちらを環境基準点の候補地点としております。

次に、資料1-3の1ページに戻りまして、中段部分に「水生生物保全に係る水質環境基準とは」という項目がございます。説明が前後してしまいましたが、水生生物保全の環境基準は、「生活環境項目」という大きなくりの中で、水環境における生態系の保護の観点から、平成15年に新設されております。これまでは全亜鉛の1項目のみが物質として規定されておりましたが、今年の告示改正によってノニルフェノールという物質、これは主に工業用の界面活性剤の原料や印刷インクのマテリアルとして使われている物質ですが、これが環境基準の項目に追加されましたので、来年度の測定計画に盛り込みたいと考えております。

2ページの上の表は、具体的な類型の種類と、全亜鉛と新たに追加になったノニルフェノールの基準値を参考までに載せております。

2ページの下表は、国が指定した水域です。これは千葉県が関係する部分だけですが、国は全国を指定しますので、千葉県が関係する部分、河川で言えば利根川、江戸川、海域で言えば東京湾全域、あるいは三番瀬とか盤洲干潟、そういったところを国が指定しておりますが、その類型と達成期間ということで参考までに載せてございます。

3ページから4ページ上までの表は、昨年、千葉県が指定した水域と類型です。

4ページの中段部分の4が、先ほども申し上げましたとおり、それぞれこのように測定計画に盛り込みたいと考えております。

資料1-2に戻ります。

もう一度1ページ目を御覧いただきたいと思っております。「(2) 調査項目」の関係です。主な内容をピックアップして御説明いたします。

「ア 生活環境項目（水生生物保全項目）」ということで、新たにノニルフェノールという項目が追加されましたので、千葉県をはじめとして、国、あるいは千葉市、市川市、松戸市、柏市、市原市といった水濁法の政令市それぞれの測定機関においても、このノニ

ルフェノールという物質の測定頻度を増やしたり、あるいは測定を来年度から開始するものです。

表の「江戸川河川事務所」の欄から次の2ページの5番目の「柏市」の欄まで、測定は基本的には環境基準点を中心として、概ね回数としては年4回から、多いところでは12回としております。

その下の「市原市」の欄ですが、同じく水生生物保全の項目として全亜鉛というのが指定されておりますが、この全亜鉛について過去のデータの蓄積から水質の変動について十分把握できただろうということで、測定回数を見直しております。

次に「イ 健康項目」、有害物質です。こちらでは、2番目の「柏市」の欄ですが、1,4-ジオキサンという項目について、平成21年に健康項目へ新たに追加され、一部測定回数を増やしております。

次に、3ページの「ウ 要測定指標」です。これも先ほども触れましたが、国のほうで環境基準項目として導入を現在検討している指標で、環境省から「基礎データとしたいので測定についてぜひお願いしたい」という協力依頼が昨年もございました。平成24年度の測定計画では下層DOや大腸菌数（海域を除いて）についての協力依頼がありまして、本年度に改めて海域のほうでも大腸菌数の測定についてぜひお願いしたいという協力依頼がありましたので、これを受けて海域の大腸菌数を新たに追加しております。このように、従前やっていたいなかったものを来年度から年4回程度実施したいと考えております。

そのほか、数年サイクルで順番に調査を行って、一定の期間で全体を調査するローリング調査方式をとっています。例えば「エ」にありますような要監視項目などについては、測定地点を毎年変えて調査を実施しております。

4ページの底質調査の関係ですが、やはり同じくローリング調査方式をとっておりますので、測定地点などを順次変えていこうというものです。

資料1-1に戻りまして、測定計画（案）の9ページから13ページにかけて、河川における測定地点の詳細な位置、それから地図などを載せてございます。後ほど御覧いただければと思います。

同じように湖沼についても、14ページから16ページ、表と図で示してございます。

17ページ、18ページが、海域のほうの詳細な測定地点の位置図などを載せてございます。

19ページ以降には、A3横長の大きな表になりますが、これも河川、湖沼、海域、それぞれ表を分けて測定地点ごとの測定頻度や項目の一覧を掲載しております。25年度はこのような形でやっていきたいということで、表にしてございます。

以上で24年度の公共用水域の水質保全計画（案）について説明を終わります。

地下水の水質測定計画（案）については、小倉地質環境対策室長から説明させていただきます。

小倉地質環境対策室長 引き続き、地下水の水質測定計画（案）について説明いたします。

資料1-1、31ページをお開き願います。

「3 調査区分」から説明させていただきます。

区分としては（1）（2）（3）と3区分に分かれていますが、「（1）概況調査」につきましては、県下の全体的な地下水の概況を把握するために実施する調査で、2種類の調査

に分かれております。

「①定点観測」ですが、同一地点で地下水の水質の経年変化をモニタリングするものです。34 ページに地点の一覧表等を載せていますので、併せて御覧いただければと思います。34 ページの表は、網掛け部分は平成 24 年度から変更したことを表わしております。変更区分については後ほどまた説明させていただきます。定点としては、県が 12 本、政令市等が 9 本、合計 21 本の井戸を測定するとしております。

「②移動観測」ですが、これは調査地域を 1 km あるいは 2 km のメッシュに区切り、県が対象としている 845 メッシュのうち、10 年ローリング（平成 20 年度～29 年度）により移動観測を行うのが、県のほうで 93 本、政令市が、こちらは 5 年ローリングで行っておりますが 78 本、合計 171 本の井戸を調査して、定点観測と移動観測を合わせて、概況調査としては 192 本の井戸について調査を行うとしております。

この概況調査により新たに汚染が確認された場合には、周辺の調査も行うこととしております。

次に「(2) 継続監視調査」ですが、こちらは概況調査において汚染が確認されている地域の継続的な監視を目的とした調査ですが、基準を超過した物質について、県のほうは 43 本、政令市が 95 本、合計 138 本の井戸を調査するとしております。

「(3) その他調査」ということで、こちらは要監視項目についての調査です。概況調査の移動観測の対象井戸から、県が 10 本、政令市等が 47 本、合計 57 本の井戸を選定して調査をすることとしております。

なお、各調査区分について測定項目、測定頻度は、今年度の計画と特に変更はございませんで、概況調査のほうは 28 項目で測定頻度 1 回、継続監視調査のほうは汚染が確認されている物質について年 1 回以上ということで、次のページに、その他調査（要監視項目調査）は 24 項目、年 1 回ということで考えております。

測定機関ごとの調査地点数等については、35 ページの一覧表に掲載しております。

1 枚めくっていただきますと、地下水の水質測定地点図がございます。基本は 2 km メッシュになっております。政令市の一部では 1 km メッシュでやっております。凡例を見ていただきますと、青色のメッシュは概況調査の移動観測対象のメッシュです。定点観測は緑の小さなマル、継続的に監視している調査地点は赤の四角で表わしております。

なお、調査実施後の測定結果の送付及び公表につきましては、昨年同様、国、政令市等の測定機関が測定した結果を県が取りまとめて公共用水域の結果と併せて公表するということとしております。

次に、今年度の計画の変更内容ですが、資料 1 - 2 の 5 ページです。

大きな変更点はございませんが、概況調査の表については、県、市川市、松戸市、市原市のほうでローリング調査の関係で年度により若干増減があるため変更となっております。

下の継続監視調査の表については、県が実施する分については 1 地点減となって 43 地点になりますが、習志野市、成田市で対策等により環境基準を満たしたことで継続監視調査を終了するというものです。

政令市のほうでは、市川市で新たな汚染地域が発見されたことから、調査地点が 1 地点増となります。

船橋市におきましては、これは少し増えています。継続監視調査地点、これは汚染地区

の代表地点ということで通常やっておりますが、船橋市のほうではその周辺の井戸も含めて継続監視するというので、22 地点増となっております。

柏市につきましては、事業場の廃止により井戸の採取ができなくなっておりますが、代りの井戸が見つかり、1 地点回復ということになっております。

次のページ、「その他調査（要監視項目調査）」は、市川市、松戸市で、ローリングの関係があり、年度により測定地点の増減がございます。

これらが主な変更点です。

測定計画の説明については以上でございます。

磯部部会長 どうもありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明を踏まえまして、諮問事項全般に関する御意見、御質問等がございましたら、発言をお願いいたします。

入江委員 いま御説明のあった地下水の件についてですが、資料 1-2 で、市川市と船橋市で新たな汚染地域、または船橋では地点が大幅に増えたということですが、このことについてもう少し詳細を教えてくださいと思います。どのような物質なのかとか、そういった点についてお願いしたいと思います。

小倉地質環境対策室長 まず市川市のほうですが、1 地点増えておりますが、こちらは市川市の稲荷木になります。鉛が環境基準 0.001mg/l に対して 0.023 という数字で超過しております。その周りの半径 200m ほどにある井戸を調査して、代表地点を決めて 1 地点増となっておりますが、超過地点の周辺は住宅街で、汚染源となるような鉛を使用するような事業場も見当たらないということで、自然由来である可能性が高いと考えております。

船橋市のほうは、継続監視調査地点として揮発性有機化合物（VOC）の継続監視調査地点が 1 点ございましたが、その周辺についても 25 年度の計画には含めていくと伺っております。

市川市と船橋市は政令市になっておりまして、自分のところで常時監視を行っており、そうした状況を伺って、こちらで取りまとめて測定計画としているということです。

入江委員 一つ教えていただきたいのですが、このモニタリング調査についての費用負担は、政令市の場合と県の場合と、実施主体が全額費用負担することになっているのか、教えてくださいませんか。

小倉地質環境対策室長 政令市は政令市独自に実施しておりますので費用負担をしている、県は県の分を費用負担しているということでございます。

磯部部会長 関連ですのお伺いしますが、5 ページの継続監視調査の地点が今度増えるという話ではなくて、そもそも地点数が、千葉市 47 点、船橋市 32 点、松戸市 9 点、ちょうど東葛から千葉に向けて多いのは、おおよそどんなものが引っ掛っているから多いのでしょうか。

小倉地質環境対策室長 資料 1-1、36 ページに調査地点図がございます。この中で継続監視調査地点は四角の赤で表わしていますが、これは東葛、葛南、千葉と帯状になっていますが、多いのは VOC です。ただ、千葉市などでは亜硝酸性窒素もかなりあります。

近藤委員 「ローリング」という言葉がいっぱい出てきます。例えば 5 年ローリングとか。先ほど地下水が平成 24 年から 29 年に新しい計画ということで、23 年まででローリングは一巡したということですね。一巡した場合に、各年度ごとの結果だけではなくて、その期

間全体をまとめた図、それで概況が理解できるような、そういう報告はあったかどうか、私は不勉強かもしれませんが、教えていただけますか。

小倉地質環境対策室長　ローリング期間は、現在 10 年ローリングでやっております、平成 20 年から 29 年までということになっておりまして、平成 24 年度が 5 年目、ちょうど中間点になりますので、今後、5 年分をまとめて、どういう状況になっているのかということがわかるようなものを作成したいと考えております。

泊特別委員（代理 中村所長）　基本的なことですが、3 点ほど教えていただきたいと思えます。

私ども、国土交通省では、手賀沼につきまして浄化事業を実施しております。手賀沼は非常に水質が悪いので、利根川の水を導水して浄化するという事業を行っており、以前に比べると確かにきれいになったのですが、十分なところまでなかなかいかないと思っております。これは、ほかの湖沼についても同様です。下水道整備ですとか様々な浄化対策がとられているのですが、例えば畜産とか農業とか、場所によっては漁業も、例えば生簀の漁業とか行われていて、それはやはり汚濁負荷ではあるのですが、そういう地域の生業も大事なので、共存していく前提で考えることが必要と思うのですが、そういうところの考え方はどうなっているのでしょうか。「共存」ということを打ち出したほうが、現実的な改善あるいは現実的な対策が進むのではないかという気もするのですが、そのあたりはいかがでしょうかというのが 1 点目です。

それから、資料の 3 ページ、測定項目に水温があるのですが、近年、地球温暖化ということが言われていて、例えば気温で言うと最高気温を更新するとか、あるいは農業、漁業でも気温が上昇している影響が見られる部分があるかと思うのですが、例えばこの 10 年あるいは数十年で水温については上昇トレンドというものが特に見られていないでしょうか、というのが 2 点目でございます。

3 点目に、私どもは、先ほど言いましたが、手賀沼については国で浄化事業をやっている、それで気づいたのですが、実は水質が昼と夜で日変動しております。特に植物プランクトンや臭気物質ですけれども、表層で採水して測定すると、昼間は多分に値が高めで、夜は底に沈んでいるようで値が下がる、そういうのを繰り返して日変動をしているようでございます。飲み水のための浄水は水質も影響するものですから、水質悪化時には水質変動も調査しているのですが、そういう日変動はマクロ的にはあまり問題はないと考えておりますがいかがでしょうか。

磯部部会長　3 点ありました。後で委員の先生方のコメントがあればお願いしたいと思います。

大竹水質保全課長　今、手賀沼の浄化の関係で、特に農業の関係など、それからいろいろな産業があるので、そういうものとの共存を打ち出すというお話だったのかと思うのですが。

一つは、産業系のものについては、この後の諮問の内容と関係するのですが、国の一律基準より水域ごとに少し厳しい基準を上乗せして、それで水域の保全を図っていきましようというのは、こういった条例をつくってやっています。そういったことに企業のほうも協力していただきながら浄化の活動をしております。

また、農業については、最近、硝酸、富栄養化の窒素・りんといったものの対策等ということで、いわゆる自然系面源と言われている排出量、これは確かに最近問題になってきてまして、逆に言うと、下水道とかそういったものがかなり物理的に進んできて負荷量が削

減できている。こういった農業のほうに対してどうやっていきたいと思いますかというのが、実は今、わりと問題にはなっています。

その中の一つで、千葉エコ農業みたいなもので、化学的な物質をできるだけ使わない。肥料が流出すれば、流出した分だけが富栄養化、負荷になってしまうということで、側条施肥の研究といったことで、「自然にやさしい農業」というような言い方をするのでしょいか、負荷を減らすような形で協力願って広めていくということもやっております。

また、水田の関係なども、これもなかなか進まないのですが、水田の下に無酸素の汚泥層。有機物が比較的あって無酸素の層を例えば硝酸などの富栄養化物質が通ると、こういうところで菌によって還元されるので、水田をつくらない冬場の時期にそういったところに水を溜めてそういった能力も少し発揮できないだろうかとか、こういう研究もいろいろさせていただいています。

生駒水質指導室長　　御質問の中で水温の近年のトレンドはどうかというお話ですが、水温のトレンドをつかむというのは、正直申し上げて難しいのかなと考えております。高くなったり低くなっているというところまでは現状では把握してございません。

もう一つ、日間変動の話ですが、CODの話になっていくと思います。これも、従前は沼でも、通日調査ということは24時間の調査をやっていた時期もありますが、ある程度データとして把握できたので、今は一日1回の調査に切り換えております。これも、日中の表層のCODについては、プランクトンが浮上したりしてCODが高くなる傾向は見られるようです。

磯部部長　　いま御質問があったことに関連で言うと、手賀沼であれば、大堀川をはじめとして幾つか小規模な河川が入っていますが、そこから底質とともに栄養塩が入ってくるのは、瞬間的というか、1年を通してということではなくてある程度測れるのです。だけど1年を通してどれだけ入ってくるかという積分値になってくると、そこまで精度よくまだ測っていないという状態なので、そういうものを測るといのが一つは重要なことではないかと思えます。つまり、課長さんから話があった「負荷の発生を減らす」というのもそうだけれども、減らす、増やすという前に、今どれだけ入ってきているのか、栄養塩収支をどうつかんでいくかということが一つの課題にはなっていて、これは研究的な領域なので、行政的に何かをお願いするという段階ではないと思えますが、いずれそういうことを捕まえながらやっていく必要はあるだろうと思えます。

時間変動についても、これは昼夜という変動もありますし、風が吹くと波が立って、それによって底質が巻き上がって、その巻き上がった底質にりんなどの栄養塩が付いているのがリリースされて、それでりん濃度が上がるとか、そういうメカニズムもあるようなので、そこももうちょっと詳しく測ってみたいと。日周ということ、気象条件、特に風ですね、そんなようなものとの関係も見ながら、ここでは「晴天時に測る」と決めているので、あまり風が強くないときに測っていると思うので、逆に言うと、ある程度一定した条件の

下で測っているということは言えるのではないかと思います。

そういう違いがあることは、どうしてもこういう測定の場合、行政でやることなので、研究でやることに比べると、確実にやっではいるけれども、その代り年に何回かしか測らないという粗さがあるので、そこは、研究で細かく測ったものと、行政で着実に、しかしちょっと粗く測ったものとうまく合わせながら現象を理解していくという努力がこれからも必要であると思います。

先生方から何かコメントございますか。

瀧委員 この件についての質問は非常に重要な御質問ではないかと私は受け取ります。

私は手賀沼の県サイドの委員会の委員長をやっております、その中で、私個人の意見も含めて、ちょっと言い過ぎたら県のほうからまた訂正なり何なりいただきたいと思えますけれども。

特に手賀沼それ自体があまり大きな湖ではないということで、導水することによって現在どういうことが起こっているかといいますと、いわゆる利根川化しているということです。水質的にもそういう方向に動いている。ということは、結局、利根川の水質以上にはきれいにならないであろう。本来の手賀沼と言われるような、いわゆる沼それ自体の本来の水質というところまではひよっとしたら行かないのではないかと。そろそろ方向転換といえますか、やみくもに水質を浄化していく、きれいにしていく、本来の水質に持っていくということはそろそろ限界という考え方も導入してよろしいのではないかと。そういう中で、手賀沼をどのように生かしていくかということもそろそろ考えていく必要があるのではないかと。いわゆる「利用」という面もそろそろ考えていったらいい。何のための浄化あるいは保全かということ、我々人間生活の中での利用を踏まえた上での保全ということでしょうから、そういう意味で「利用」ということも見ながら保全ということを考えていく必要があるのではなかろうかということなのです。

では、今までやってきた事業がどうなのかといいますと、特に下総、いわゆる東葛の辺りは、あるいはこの辺りまで含めて、水源地帯そのものが生活圏である、あるいは産業圏であるということですので、もし本来の水質に戻すということになると、我々人間の活動がそれなりの自然の状態にまで浄化することを前提とした生活をしないといけないということになろうかと思えます。

国交省がいろいろ住宅開発とか都市開発をしていくと、道路を整備する、何を整備するということをやっておりますが、その中で、沼に入ってくる水の流達時間が非常に短くなってきている。ということは、生活の中から出てきたもの、例えば道路の汚れというものがそのまま沼に入ってくる可能性は非常に強くなってきている。本来的には土壌に浸み込んで、先ほど県から言われたように、土壌の中で還元状態になっていろいろ浄化されて、それできれいな水として出てくるわけですが、その辺りが全部パススルーされて、汚れたまま沼に入ってくる。その辺りをどうやって防ぐか、あるいは負荷量として減少させるかということも考えながら、そろそろ利用という面に方向転換をしていく必要があるのではないかと。ですので、今度は「活用」という形に持っていく必要があるのではなかろうかと私は思っているわけです。

あと、日々の水質、例えば時間的に水質が変化するというのは、これは見方によっては、栄養塩が増えているから、あるいは栄養塩があるからそこでプランクトンが昼間増殖し、

見かけ上、汚れたような形になっている。夜になるとプランクトンが分散する、あるいは沈降していきますので、そういうことで少なくともCODは見かけ上きれいになっているという形になるのではなかろうかと思うわけです。

特に浄化ということを考えると、栄養塩は程々ということになるかもしれない。しかしながら、特に健康に影響を与えるようなもの、あるいは人間のみならず生物における健康に影響を与えるような、特に重金属とかVOCというものについては、今までと同じように、あるいは今まで以上に規制をかけていく必要があるのではないだろうか。栄養塩については、面的な浄化を含めながら、今までどおりきれいにしていく。あと、健康に影響を与えるような物質については、特に水源地帯と生活圏とがダブっているわけですから、そういう意味では、全国規模でいくとほかの地域以上に厳しい規制というものを上乘せなり何なりでやっていく必要があるのではなかろうかと思っております。

近藤委員 先ほど「共存」という話をしましたが、まず、こういう情報を知っていただくことが一番重要。そして関係性を認識していただくということが、地域にとっても非常に重要なことだと思うのです。例えば公共用水域にしても、13 ページに地図がありますが、非常にマクロなのです。本当は、例えば農業汚染の面源ですと、河川の上流側の団地開発あるいは工業団地の開発というところでは流域の上流側が重要なのですが、そういうところが非常に少ないのです。だからやってほしいということだと、これはすごく大変なことです。けっこう市町村でもやられていますね。ですから、こういう市町村でやられている水域の水質情報を取りまとめて、何とか一元化できるような音頭取りというか仕組みを例えば県のほうでできないだろうか。これは一応提案ですが。そうしますと、各市町村でやっている情報が大体同じ時期に観測してマップになってくると、現在の水質の状況が非常にわかりやすくなってくるとは思いません。そうしますと、地域の方々がそれを見ていろいろなものとの関係性を認識して、「共存」ということにつながっていく一つの材料になるのではないかと思います。こういった仕組みも、できましたら検討していただければ、非常にありがたいと思うのですが。

磯部部会長 ありがとうございます。

何か県からございますか。

今の近藤先生の御発言は、データを数値として公開してくれれば誰かがひよっとしたらやるかもしれないということも含めてということではないかと思いますが。

大竹水質保全課長 確かに各市なども、もっと小さな河川などもやって、白書などに載せている例もあります。あとは、どの時期にそういうことができるかということがありますので、市町村の状況を伺いながら検討させていただければと思います。

磯部部会長 そのほかに、この件について何か御意見、御質問ございますか。

加藤委員 資料1-1の3ページの「水生生物項目」というところに全亜鉛とノニルフェノールというのがあると思いますが、ノニルフェノールがかなり水生生物に与える影響が大きいということでこれは注目されているのだと思いますが、環境省のほうで環境ホルモンをもう少し見直してみようとか、そういう方向性があるってこういうものが決められたのか、何かこの辺に注目する経緯みたいなものももしかっているようでしたら教えていただきたいと思います。

生駒水質指導室長 ノニルフェノールが今回追加されておりますが、参考資料1-3の20ペ

ージに「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」ということで国のほうで施行通知が出されておりますが、この考え方に則ってノニルフェノールが1項目追加されております。

詳しい性状等は23ページ以降に載せております。24ページの中段部分で、「健康影響」ということで、毒性としてはこんな毒性があるということです。従前、ノニルフェノールは、内分泌攪乱作用がある、環境ホルモンと一時言われていた時期もございますが、そういったところについて明確であるというふうには国のほうの調査ではなっていないようですが、今回、中央環境審議会の答申の中で、水生生物に対する影響が妥当性があるだろうということで追加されたように聞いております。

加藤委員 少子化の問題と関係があるかもしれない、そういう可能性まで考えてやっているかどうかということがちょっと気になった。近年、妊娠できない若い人が最近多くなっているという報道もあるので。その要因はいろいろあると思うので、こういうものを基礎的にきちんとやるのはそれなりの意味が十分あるので、そういう趣旨でやられたのかなと思った次第です。

磯部部長 これは最後が「内分泌攪乱作用を持つことが推察されています」というところで終わっています。そういう状況ですから、もし新しい情報でも入りましたら、ここで御報告をお願いしたいと思います。

泊特別委員（代理 中村所長） 手短にお話ししますが、質問2点と、一つは意見です。

1点目に、資料1の14ページの湖沼の類型指定では、印旛沼が類型Aで、手賀沼は類型Bですが、この差がついている理由は何でしょうか。

2点目に、参考資料1-3の11ページの一番下に、東京湾の水質状況で「貧酸素水塊が発生し」と書いてありますが、これは昔から変わっていないのか、悪化しつつあるのか、また、貧酸素水塊が悪化しつつあるということであれば、原因は何でしょうか。

3点目は意見です。水質測定計画と直接の関係はありませんが、私どもが困っているものに、河川、湖沼でのカワヒバリガイや魚類の外来種が増えてきている問題があります。特にカワヒバリガイは、私ども河川管理上も、例えば排水機場とかいろいろな施設で詰まったりして困っており、農協の方からも、水路に付いて困るという話を聞いております。もう少し全体的な、あるいは計画的な取り組みがあるとありがたいと考えております。これは意見でございます。

生駒水質指導室長 まず、印旛沼と手賀沼の類型が違う理由ですが、類型指定のところで説明しましたが、基本的に利水目的によって類型を変えております。印旛沼の場合は水道水源ということで利用していますので、手賀沼よりは基準が厳しいA類型と指定しております。

東京湾の貧酸素水塊の状況はどうかという話ですが、御承知のように貧酸素水塊は、底泥が溜まって、そこで気温が上がったりして酸素をどんどん消費してしまうような状況ですが、その途中の気象条件とかもありまして、なかなか一概に「悪化している」「悪化していない」というのは言いづらいのですが、例えば、今年も新聞紙上で報道されましたが、青潮が今年度は長期間に発生した状況もございます。青潮の発生件数自体を見ていけば、それこそ10年以上20年ぐらいから比べれば若干は減っているのかなと。最近は年2~3回程度で推移しております。ですから、特に「悪化している」「悪化していない」というところまでは分析はできないのかなという気はします。

磯部部会長　　そういうことがあるので、海域の下層DOについても要測定指定項目になっているということで、おそらくもうちょっと重要度がこれから増してくるパラメーターではないかと思えますし、東京湾の特に貧酸素水塊については、千葉県も含めてデータを細かくためていて、ホームページに公開されていますが、近年10年ぐらいそれほど改善したという傾向は見られないという状況だと思います。それはおそらく底質まではきれいになっていないということではないかと思えます。

ほかに御質問、御意見ございますか。

小島特別委員（代理 林課長）　千葉海上保安部でございます。環境については、海上保安庁も「未来に残そう青い海」というキャッチフレーズで環境保全に力を入れているところでございまして、このようなモニタリングは非常に重要な事業と思っております。今後ともよろしくお祈りいたします。

私から簡単な資料の見方だけ教えていただきたいと思います。

資料1-1の5ページの「3-2 底質調査」、海域は2カ所と読めるのですが、「個別の測定地点は別表4、5及び6に示すとおりである」と。別表6の中で、2カ所というのはどれが当たるのでしょうか。それを1点教えてください。

生駒水質指導室長　　26ページ一番右側に「底質調査」という欄がございます。ここで「1」と書いてあるところが該当するところですよ。

小島特別委員（代理 林課長）　わかりました。

この2カ所というのは、今度は資料1-2の「平成24年度からの変更内容について」の表の「底質調査」のところとリンクしているということによろしいですか。資料1-1の5ページの「底質調査」の海域の「2」というのが、資料1-2の「底質調査」の「海域2→2」によろしいですね。

生駒水質指導室長　　そうです。「2→2」になっていますが、測定地点が変わりましたよということですよ。

小島特別委員（代理 林課長）　わかりました。8地点が7地点ということによろしいですね。

生駒水質指導室長　　合計が8地点から7地点ということですよ。そのとおりでございます。

磯部部会長　　もし細かいところでまだ御質問があれば、また後で県の方にお尋ねください。

ほかにいかがですか。

では、もしよろしければ、最初の案件「平成25年度公共用水域及び地下水の水質測定計画（案）について」をお諮りします。

御異議ございますか。

（「異議なし」の声あり）

磯部部会長　　それでは、「異議なし」ということでお認めいただいたことにさせていただきます。どうもありがとうございました。

（2）水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例の一部を改正する条例骨子（案）について

磯部部会長　　続きまして、二つ目の諮問事項であります「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例の一部を改正する条例骨子（案）について」、御審議をお願いします。

まず、審議事項について事務局から説明をお願いいたします。

生駒水質指導室長　引き続き、諮問事項（２）「水質汚濁防止法に基づき排出基準を定める条例の一部を改正する条例骨子（案）について」、説明申し上げます。

該当する資料は資料２－１、諮問事項（２）が今回御審議いただく改正条例骨子（案）です。

骨子（案）の説明に入る前に、少し時間をいただいて、「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」、「上乘せ条例」と呼ばせていただきますが、この上乘せ条例のアウトラインについて若干説明させていただきます。

参考資料２－１を御覧ください。「水質規制に係る法令体系図」ということで図にまとめてございます。

千葉県では、公共用水域や地下水の水質汚濁を防止するために、水質汚濁防止法を軸にして県独自に様々な条例を制定して水質規制を行っております。この法令体系図を中心に水質汚濁防止法を載せていますが、水質汚濁防止法は、水質保全の総合規制として約 100 種類ほどの特定施設を規定しております。汚水や廃液を排出する事業場を規制しており、一定規模以上の特定の事業場については、濃度規制、いわゆる排水基準を遵守するよう義務づけております。

また、右側の千葉県環境保全条例は、県独自の水質保全規制として、主に法律で定めた特定の施設より規模の小さい施設を特定施設として規定していて、対象となる事業場について法律と同じように排水規制を行っております。

また、左下に小さく記載していますが、「千葉県排水及び特定地下浸透水の汚染状態の測定回数を定める条例」、これは昨年 12 月の当水環境部会でも御審議いただいた案件です。水濁法では、事業場に対して、年に 1 回以上、排水の自主的な測定を義務づけております。測定回数については、「都道府県知事が条例を定めて測定回数を増やすことができる」と条文上規定されています。これを受けて、今年の 3 月に千葉県では、「測定回数条例」と呼んでおりますが、これを制定して、水濁法より多い自主測定の測定回数「3 ヶ月に 1 回以上やります」を事業場に義務づけております。

次に、左上の破線で囲っている部分、これが上乘せ条例の部分ですが、この条例の改正が今回の諮問事項となっております。先ほど法律のところでも触れましたが、法律では、事業場からの排水の基準値を定めて、その排水基準値を遵守するよう義務づけております。水濁法の排水基準は全国一律で同じ数値を適用しています。このため、一律排水基準と呼ばれております。水濁法の真ん中の部分にそれが書いてございます。

一例として、こちらの真ん中にもありますように、なじみの深い例えば BOD や COD では、国の法律のほうの一律の基準は 160mg/ℓ、「160」という数値になっております。実際にいま家庭でかなり普及している小型の合併浄化槽については、いいものであれば BOD で 20mg/ℓ の性能を出せますので、それと比べると若干緩い基準なのかなという感じはございますが、比較的緩い基準値となっております。

一方で、左側の破線の下の方に「※」がありますが、水濁法の全国一律の排水基準では環境基準の達成が困難と認める場合には、全国一律の基準よりも厳しい排水基準を県のほうで上乘せして条例で定めることができるとされております。本県では、これを受けて、昭和 50 年に上乘せ条例を設定して、現在まで排水規制を行っているところです。

参考までに先ほどの基準値の事例を挙げますと、BODではこの基準値は160ですが、県の上乗せ条例では、これも事業場の種類にもよりますが、約8分の1の20mg/lという数値を設定して規制しております。

次に、上乗せ条例の中身の体系について触れたいと思います。参考資料2-2を御覧ください。

赤い線でくくった部分が、この上乗せ条例の構成・体系となっております。上乗せ条例では、対象の水域、対象となる物質や項目、事業場の業種、施設別に排水基準を細かく設定しております。その区分の仕方が、条例の中に別表1から別表7まで定め、細かく規定しております。別表1では、対象となる水域、千葉県を取り巻く水域を三つに分けて規定しております。

参考までに、その区分図を次のページに載せてございます。東京湾北部、印旛沼・手賀沼流域を第1種水域として指定しております。また第2種は、横縞が入っている部分になりますが、東京湾南部、内陸部を指定しております。第3種は残りの部分、例えば太平洋といった具合で、工場や事業場からの排水がこれらのどの水域に流れていくかで基準値がそれぞれ変わっていきます。基本的には第1種に行くほど基準が厳しくなっているという状況です。

元のページに戻りまして、赤い線で囲った別表2にいろいろ書いてございますが、簡単に言いますと、別表2ではカドミウムや鉛などの有害物質について水域別あるいは業種別に基準値を設定しています。さらに別表3から別表7までは、BODなどの生活環境項目について、やはり同じように項目や水域ごとに、さらには事業場の業種や排水量毎に基準値を設定しております。

上乗せ条例のアウトラインは以上でございます。

先ほどの諮問事項に戻ります。資料2-1を御覧いただきたいと思います。

1は上乗せ条例を改正するの必要に至った背景となります。

こちらの主なところは6行目以降になります。今年5月に水濁法の施行令が改正になり、1,4-ジオキサンという物質、これは有害物質ですが、この物質は水に溶けやすく油にも溶けやすい性質を持っており、有機化合物を製造するための溶剤としても使われておりますが、この1,4-ジオキサンという物質が有害物質に追加され規制されることになりました。さらに、この1,4-ジオキサンを発生させる施設あるいは使用する施設を特定施設として、このページの下の方にもございますように、アで「界面活性剤製造業の用に供する反応施設」、イで「エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設」といった施設が規定され、排水規制が行われることとなりました。

現在は、これらの施設には条例の上乗せ基準は適用されておりませんので、先ほど申し上げましたような水濁法による全国一律の排水基準が適用されております。例えばBODでいえば、160というような数値が適用されているということです。

2の「今回の改正にあたっての考え方」ですが、県内の公共用水域においては、残念ながら生活環境項目の環境基準が依然として未達成の水域がまだございます。また、法施行令の改正により追加された特定施設を設置する特定事業場についても、汚水を必ず発生させるということから、既存の特定事業場と同様に負荷の低減を図る必要があるだろう。2番目の「○」で、上乗せの排水基準の設定にあたっては、既存の特定事業場、百いくつか

ございますので、その排水基準と整合を図る必要があるだろう。特に生活環境項目をズラズラと書いてありますが、こういった項目について整合を図る必要があるだろう。また、これは特定施設云々の話ではないですが、有害物質に追加され、排水基準が定められた1,4-ジオキサンについては、これまで県内の公共用水域において環境基準の超過がなく、また、国の一律排水基準の設定により排水量は今後減少することが想定される。

そういった考え方を踏まえまして、3番目の今回の改正の内容（案）として、一つは、特定施設が追加されたので条例の中でもこの規定を盛り込まないといけない。追加対象事業場として、先ほど言ったアの反応施設、イの1,4-ジオキサン関係の混合施設を設置する事業場を新たに上乗せ条例の規制対象事業場に追加したいというのが一つです。

次のページに移りまして、「(2) 規制内容」としては、新たに追加する対象事業場の排水については、既存の特定事業場の規制と整合を図るため、現行の上乗せ条例に規定する業種や施設の排水基準を適用したいと考えております。

なお、1,4-ジオキサンについては今回追加されておりますが、これまで公共用水域では環境基準の超過は見られておりませんので、上乗せ条例による上乗せの排水基準は設定しないで国の水濁法の一律排水基準による規制としたいと考えております。

少しわかりづらいと思いますので、今回の改正案のイメージ図をつくってみました。資料2-2の最後の6ページを御覧いただきたいと思います。

生活環境項目、BODとかCODが代表的なものですが、いろいろございますが、そのうちの一例としてBOD、CODの排水規制がどうなっているかというのを取り上げてみました。真ん中に「規制対象：水濁法の特定施設」と書いてございますが、これは簡単に言ってしまいますと既存の特定施設、既存の事業場ということになります。これについては、何度か出てきていますが、国の法律の一律排水基準で、BODでいけば160という規制がかかっておりますが、千葉県では上乗せ条例によってそれを20まで下げておりますよということなんです。

右側、赤字でくくっているところ、斜め線も引いていますが、ここで既存の特定施設に新たに特定施設を2施設追加しますよというイメージで書いてあります。これについても、現状は160で破線を引いていますが、今の段階では条例を改正しておりませんので、破線の160という数値がかかっています。今回御審議いただいている条例を改正して、それを既存の特定施設と同じようなレベル、20というレベルまで下げていきたい、そのような排水基準を設定したいというのが、今回の大きなイメージでございます。

資料2-2の1ページ、何回か繰り返し出てきておりますが、上乗せ条例の排水基準を考えるにあたっては、その事業場がどういった業種区分になっているのかというのが非常に大事でして、その業種区分によって基準値が変わってきます。今回の骨子（案）における業種区分と排水基準の考え方を書いておりますが、今回追加する特定施設については、上乗せ条例ではどの業種あるいは施設に該当するのか、あるいは該当させるのかを考える必要があるということで、四角囲みにしている1番が反応施設ですが、これは、一般的には日本標準産業分類というのがございまして、その中の製造業に当たりまして、その中のまたさらに細分化された化学工業の一つに界面活性剤製造業自体は位置づけられております。ですので、条例上でも化学工業、広く言えば製造業の一つと考えていきたいと思っております。

2番目の1,4-ジオキサンの混合施設については、中央環境審議会の資料によりますと、特定の業種はなかなか規定しづらい。特定の業種を規定しないで、製造業全体を横断的に規制していこうという意図で追加された施設ですので、製造業一般にしたいと考えております。

製造業一般はいろいろあるのですが、2ページ目以降が実際の業種区分ごとの基準値になっています。これも別表が第3～第7とありますし、それぞれの水域ごとにこの表がズラズラとありますので、一部抜粋しております。基本的なつくりは大体同じですが、一番左側に規制する項目、真ん中に特定事業場の業種又は施設。基本的には日本産業分類から引っ張ってきております。さらに右側が許容限度。これは排水基準値のことを言っています。排水基準値のほうは、その施設の設置時期により区分しております。新設であれば最新の技術を導入しておりますので基準値を厳しくしてもいいだろうということで、基準値は厳しくしております。

今回、例えば中段の「生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量」、BOD、CODになりますが、これについて見ていって、今回新たに追加される反応施設、混合施設ほどの業種に当たるだろうかということを見ていきますと、製造業という項目がチラチラありますが、いわゆる該当するような化学工業についてはこの表の中にはございません。ここにはないものについては、このページの一番下の「その他の業種又は施設」にその他のものを全部ひっくるめて入れることとなります。ということで、今回追加された施設は、「その他の業種又は施設」、下のほうにその特定施設番号を入れていますが、ここに該当させたいと考えております。

同じようなつくりで網掛けになっている部分も、それぞれの項目で該当する基準値、該当する業種です。基本的には、反応施設、混合施設は、この表の中の「その他の業種又は施設」に当てはめたいと考えております。

また複雑になってしまいますが、5ページが別表7で、数字しか書いてないですが、これは東京湾における窒素、リンの基準値になります。これについては、業種の中に、窒素についても、リンについても「化学工業」というのがございます。ですので、先ほど言った界面活性剤製造業の用に供する反応施設、38の2になりますが、それはこちらのほうに該当させたい。混合施設については、製造業一般ですので、ほかに区分がないので「その他の製造業」ということで66の2をここに入れたいと考えております。

今のは業種区分の話でしたけれども、資料2-3は、現状、千葉県内にこういった施設があるのかどうか、事業場があるのかどうかということで調べています。1がいわゆる反応施設。これについては、既存の特定事業場の中に既に2事業場ほど該当する施設がございます。また、もう一つの混合施設のほうについては、これは県内に現在設置されている事業場はございません。そういった状況でございます。

最後に、諮問事項(2)の施行予定ですが、今のところ平成25年4月1日の施行を考えております。当審議会で御審議いただいた後、千葉県議会への上程を目指しているところです。改正条例は県議会の議決案件となりますので、県議会です承の議決をいただければ改正条例の公布、施行という段取りになるかと思っております。

以上が改正条例骨子(案)の概要でございます。

この骨子(案)については、資料2-4にパブコメの資料が載っていますが、資料2-

4のとおり、11月16日から12月12日までパブリックコメントを実施して意見募集を行いました。特に意見の提出は今回はございませんでした。

以上で改正条例の骨子（案）についての説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

磯部部会長　　ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明を踏まえて、諮問事項全般に関する御意見、御質問をお願いいたします。

入江委員　　今回の改正内容に直接関係する質問事項ではないのですが、何点か教えていただきたいと思います。

参考資料2-1で、排出測定を事業者に「3ヵ月に1回以上測定」をお願いしているということですが、これの事業者の実施状況はどうなっているのかという点が一つ。

その資料の表の左下辺りに「特定地下浸透水」というのがあるのですが、これについて教えていただきたいというのが2点目です。

3点目ですが、参考資料2-2で、下の赤い囲みの中で「畜舎除外」となっておりますが、現時点において畜産業に関わる排水の規制がどのような状況になっているのか。

その3点について教えていただければと思います。

生駒水質指導室長　　自主測定の状況ということですが、この条例自体が昨年度末にできた条例で、今年の4月から施行になっております。そういったことで始めたばかりなので、統計上はまだ取ってはおりませんが、通常、こういった事業場については立入検査に行っておりますので、その立入検査の際に自主測定が行われているかどうかは必ずチェックするようにはしております。立入検査自体は、出先機関の地域振興事務所なり、あるいは水質汚濁防止法上の政令市でやっておりますので、そこからのデータを本年度1年間分を集計して、その状況については把握したいと考えております。

それから「特定地下浸透水」というのは、先ほど言った水濁法の特定施設から有害物質が環境基準を超えるような数値の排水を地下に浸透している場合のものを「特定地下浸透水」と呼びます。

それから畜舎の除外というお話ですが、赤枠で囲っておりますが、別表3の中では畜舎を除外していますが、畜産関係特定施設になりますので、畜舎は別表4で規制しているという状況です。

入江委員　　重ねて教えていただきたいのですが、立入検査を行っているということで、特にこれは罰則規定などがあるのかなのかということが1点。

2点目に関しては、地下に浸透している事業場はどれぐらいあるのかという点です。

3点目の畜舎については、ほかの事業場と同様の規制が行われているという理解でよろしいのでしょうか。

以上3点をお願いします。

生駒水質指導室長　　1番目の罰則の話ですが、自主測定をしていない場合には罰則がかかります。

2番目の特定地下浸透水の事業場はあるかどうかというお話ですが、現在、千葉県内ではございません。

畜舎につきましては、先ほども申し上げましたように、規制がかかっております。ただ、

業種ごとにその基準値は変わってきております。その形態で、一概に「厳しい」あるいは「緩い」というふうにはなかなか言えない状況です。基準自体は変わっておりますが、例えばBOD、COD、pH、SSについては規制がかかっております。

さらにもう少し詳しいことを言いますと、畜産関係特定施設で排水量は0 m³以上となっておりますが、ほかの事業場については排水量が30 m³以上のものについては規制をかけておりますが、畜舎については、排水が流れていれば、その量のいかんを問わずBODとかCODの基準がかかってきますよということです。一定規模以上の畜舎ですけれども。

瀧委員 資料2-3にありますA社とB社、2企業についてはこの化学物質については特に問題ないというお話で、ですので国が定めた基準でまずよかろうというふうに御説明いただいたように理解したのですけれども、A社、B社がこの物質をどのように利用しているのか。というのは、この物質が製品に100%変わる形になるのか、それともこれらが廃棄物として出てくるのか、そのあたりの企業内での工程を見てお話しいただいているのかということです。

もう一つ、もしこれが廃棄物として、量は別として何らかの形で出るということになると、今度は廃棄物関係のほうで同じような問題が出てくる可能性があると思うわけですが、そのあたりのところまでも検討されたというお話になっているのか。

この2点についてお伺いします。

生駒水質指導室長 この2社とも、製造工程としては界面活性剤の製造工程で1,4-ジオキサンが使われていると聞いております。その1,4-ジオキサンについては、製品の中に不純物という形で含まれている、排水のほうには出て行かないというフローになってございます。廃棄物としては出て行かない。廃棄物処理はしておりません。

泊特別委員（代理 中村所長） 2点教えてほしいのですが、今年、利根川でホルムアルデヒドの水質事故がございまして、有害物質を生成する原因物質の取り扱いについて、何かお考えがあれば教えていただきたいというのが1点です。

それと、公共用水域の水域区分図で第1種水域、第2種水域とありますが、基本的なことですが、これを分ける趣旨を教えてくださいと思います。

生駒水質指導室長 いま御質問にございましたが、ホルムアルデヒドを生成する物質については、県内の水道企業体のほうで取水停止になるというような事故がございました。かなり報道もされましたが、基本的には、今回の事故に至るまでの生成物質は、ヘキサメチレンテトラミンという物質なのだそうです。これにつきましては、千葉県もそうですけれども、関係する自治体から知事会を通じて国のほうに「ぜひ規制をお願いしたい」ということで要望を出しまして、国のほうでもいろいろと検討されて、水質汚濁防止法上の指定物質ということで規制されることになりました。指定物質になれば、事故が起きたときに各県のほうに報告の義務もありますし、さらには、応急措置ですね、応急で対策をとらなければいけないという項目もございますので、そういったことで規制をかけられるようになったということです。

それから区分図で1種、2種ございますが、これも先ほど触れましたように、その水域の水質の状況によって、例えばその当時、東京湾あるいは印旛沼・手賀沼流域については水質がほかの水域よりも悪かったということで、それをとにかく改善しようということで分けたと思います。ですから、1種水域が基準値が一番厳しくなっている。水質の状況に

よって、1種、2種、3種というふうに分けてございます。

磯部部会長　ほかにいかがですか。

もしないようでしたら、諮問事項（2）についてお諮りしたいと思います。

「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例の一部を改正する条例骨子（案）について」をお諮りします。

御異議ございますか。

（「異議なし」の声あり）

磯部部会長　それでは、御異議がないようですので、「異議なし」ということでお認めしたいと思います。どうもありがとうございました。

本日御承認いただいた諮問事項については、千葉県環境審議会運営規程第6条に基づいて私から審議会長に報告させていただきます。その後、会長の意見を得て、審議会の議決として審議会長名で知事あてに答申される運びとなりますので、御了承いただきたいと思います。

本日予定された審議事項は以上でございます。

5. そ の 他

磯部部会長　「その他」として事務局から報告があるようなので、お願いします。

小倉地質環境対策室長　「(仮称)千葉県汚染土壌処理業に関する指導要綱」の制定について、参考資料3により説明させていただきます。

前回の水環境部会で指導要綱の策定を進めているということ若干報告させていただきましたが、土壌汚染対策法の改正により汚染土壌処理業の許可を要する制度が創設されましたが、汚染土壌処理施設の設置については許可制度がないということで、周辺住民への事前の周知、周辺環境への配慮が図られていない施設等が設置される恐れがあることから、事業計画の段階で行政が指導を行う制度を導入することにより、生活環境の保全及び汚染土壌の適正処理の推進を図ることを目的として、「汚染土壌処理業に関する指導要綱」の策定作業を現在進めているところです。

その下に、「指導要綱の主な内容」ということで、指導要綱にどんなことを盛り込もうとしているかということで六つほどございます。

一つは、処理施設の設置前に事前協議を行うという事前協議制度の導入です。

二つ目は、事業計画を地域住民に周知して、一定範囲の住民には環境保全協定を締結していただくというものです。

三つ目は、設置の際の基準として、法に定められていない事業場の立地の基準を定めること。それから、法に基づく構造基準とか維持管理基準がございますが、それを補うような具体的な基準を定めること。

四つ目は、他法令として建築基準法など、あるいは農林関係などございますが、それらとの調整を行うこと。

五つ目として、これは県の側ですが、処理施設の構造等について事業者を指導するにあたって専門的な知識も必要になってくることから、必要に応じて専門家の方に意見を伺うことができるようにする。

六つ目として、汚染土壌に廃棄物が混合してこないように明確に処理を分離していこうということを要綱の骨組みとして考えております。

次に、「許可までの流れ」ですが、事前協議書が提出され、個別基準、先ほどの立地基準、あるいは関係法令に関する関係機関との協議、地域住民との調整が行われて事前協議の終了ということになります。その次の段階として、処理施設が設置されて、県のほうで使用前検査を行います。ここまでが要綱に基づく手続と考えております。その後は土対法の手続となり、許可申請書が提出されて審査を行って、「許可」「不許可」の判断をすることとなります。

施行時期については、平成 25 年度の早い時期の施行を目指しております。

裏のページですが、指導要綱の体系をまとめております。

目的としては、汚染土壌処理業に係る生活環境の保全と、汚染土壌の適正処理の推進を目的としております。

事業者の責務としては、関係法令の遵守、個別基準の遵守、公害及び災害の発生防止としております。

要綱の構成としては、大きな四角の中にございますが、その中に「事前協議」という四角がありまして、三つほどございます。

まず、「施設等に係る指導」ということで、右のほうに矢印が出ておりますが、個別基準として立地基準を設けて、公共施設の近隣とか自然公園など自然環境の保全のための設置の制限、あるいは事業計画地の土地所有者の承諾を必要とすること、また、処理施設の構造基準、維持管理基準を設けるというつくりにしております。

上に凡例になるようなものがございますが、「◎」は要綱独自の規定で、その他は法令等にある基準を具体化した内容とするというものです。

「事前協議」の枠のほうに戻っていただきまして、指導にあたっては専門家の助言が得られるようにしたものです。先ほど説明いたしました。

次に、「県・市町村の調整」として、関係法令や地域における各種計画との整合性についての協議。

「地域住民との調整」として、住民説明会の開催、協定の締結を指導する内容となっております。

事前協議は、先ほど流れの中で説明しましたが、処理施設設置後に審査を経て「許可」「不許可」が判断されます。また、稼働した後も、法はもちろんですが、要綱の基準により適正処理が行われるよう指導が行われる仕組みとしております。

最後に要綱のポイントを整理いたしますと、五つほどございます。

地域住民に事業計画を周知すること。

計画段階から行政による審査・指導を可能にしたこと。

処理施設設置場所の制限を設けること。立地に関する指導ということです。

指導にあたって専門家に意見を求められるようにしたこと。これは県の側です。

汚染土壌と廃棄物が混合しないように処理施設で明確に分離するということです。

要綱についての説明は以上で終わらせていただきます。

磯部部長 ありがとうございます。

何か御質問ございますか。

入江委員 何点か教えていただきたいと思います。

指導要綱に関してですが、今回、施設の設置許可は要しないということで、既にある処理施設を使って新たに処理業の許可を取ってその業を始めるというケースが考えられるのかどうかという点の一つ。

そういった場合に、新しく施設をつくる時に事前協議を行うところで施設の設置についてもある程度の地域との合意形成があると思うのですが、その点がどうなっていくかということについて教えていただければと思います。

小倉地質環境対策室長 この要綱の大きな目的としては、現在、法律のほうでは、処理施設を設置する場合に、もちろん法律の構造基準等がございますが、それさえ守られれば何ら許可なく任意に設置できる。処理業の許可の申請にあたっては、「処理施設を有していること」という条件がございますので、先につくっていなければ申請もできないという法体系になっています。ですから、新規に設置されるケースでは、設置される前から指導してこうということになります。既存の処理施設がある場合は、既に設置されていますので、住民等への説明はやっていただくことになるだろうと思います。

大竹水質保全課長 今、入江先生から御質問いただいたのは、既存の施設があつて、それを使う場合、要綱上の対応はどのようにするのかということかと思えます。

その施設の内容に応じて、その段階を幾つか考えております。その中で、地域への説明会、意思形成については最低限やっていただく。それから、その施設がどんな施設か。例えばセメントの製造施設は、いわゆる製造施設でもあつて、直接こういったものも処理できる施設。許可さえ取れば、構造上、処理できる。それから廃棄物の処理施設にもなっている場合があるということで、その施設が現状でどんな施設で、どのくらいの稼働があるのか、どういうものを処理しているのかということに応じて、同じような手続が取られているものであれば一部省略をしてもいいかなと考えております。でも、基本的には要綱の中でステップを踏んでください。ただし、今言ったように、一部そういった構造が担保できるようなものをやっているということであれば、その辺については省略することも考えて制度を今つくっております。

入江委員 もう1点質問ですが、いただいた参考資料3の「立地基準」というところでは、公共施設近隣での設置の制限とか、そのほかに三つ挙げられておりますが、基本的に、これは土地利用の関係で、例えば住宅地の近いところにもできるのかとか、都市計画上の土地利用の制限とどういう関係にあるのかということをお教えいただければと思います。

大竹水質保全課長 いま想定していますのが、例えば病院、学校、保育所などありますので、例えば騒音ですとかそういった環境が重要だと思われるような施設は配慮して、ある一定範囲にはつくらないようにということを考えております。

それから、今出ました都市計画法などに関係する部分については、そちらのセクションと協議できるような形をとっております。情報提供して関係各課との情報交換をして、意見をもらいながら調整をとるといった形をとろうと思っております。ですから、市町村の都市計画とか条例といったものの整合性、関係各課——都市計画課とか建築指導課などを入れて協議をするという仕組みを今とろうとしています。

瀧委員 この件については県のほうが一番悩ましいあれを抱えていると思いますが、どの段階で「ノー」と言えるのかということです。今まで私も関わってきた産業廃棄物系では、

「ノー」と言うタイミングがある意味で遅い段階にあるのかなど。紙の上で計画を立てている段階ぐらいで「ノー」と言えれば、事業者にとってもあまり大きな負担はないと思いますが、ある程度動いてから「ノー」と言われると、事業者も困るし、また言うほうも大変な勇気が必要だと思います。その辺りがどうなっているのかということですね。

大竹水質保全課長 一応計画の段階で、いま説明がありました立地の基準、どういった施設構造か、どういった維持管理をするのかというものを明らかにして、制度的にはそういったものに対して「だめですよ」と言ったり、改善の指示が出せるような仕組みに今しております。ただ、いま委員が御心配のように、ではどうやって運用するのかという部分かと思っておりますので、その辺については少し具体的な運用方法は考えたいなと思っております。

瀧委員 多分、今までのやり方でいきますと、増設という形で今度は汚染土壤が乗ってくる可能性が十分あるのではないかと。そうすると、増設ですと、ザルの上に汚染されたものが乗ってくるような可能性も十分考えられるのではないかと。元々は基盤がある意味で弱いですから、その上に乗せたものが必ずしも保証できるのか。例えば汚染しないように管理型にしますとか何か言うけれども、それは可能性が本当に担保できるのかどうかということもありますので、その辺り十分御検討いただきたいと思っております。

それともう一つ、その事業はまあまあ構造的に可能としても、立地の場所がどう考えても適切ではないのではないかと、もっと適地が別の場所にあるのではないかと。言ったらちょっと語弊があるかもしれませんが、例えば水源地帯の中につくりたいとかいうことになりますと、その辺りを今のところ排除しきれない部分があるのです。その辺りもできるだけそういうふうにならないように、何か運用の段階で御検討いただくことをお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

磯部部会長 ありがとうございます。御注意をよくお聞きして、スムーズにこれが運ぶようにお考えいただきたいと思っております。

もう1件報告があるということですので、もう1件の報告を事務局からお願いいたします。

生駒水質指導室長 参考資料1-2を御覧いただきたいのですが。

今年の7月に、昨年度（平成23年度）のダイオキシンに係る常時監視結果ということで、昨年度に実施した調査結果を公表しております。マル囲みの中にありますが、これは測定機関がかなり多く、千葉県、国交省、千葉市など18市。ダイオキシン類対策特別措置法という法律に基づいて、水だけではなくて、一般の大気環境、公共用水域、地下水、そして土壌におけるダイオキシン類濃度を測定した結果について公表したところです。

細かい内容はズラズラと書いてございますが、結論から申し上げまして、水関係だけを申し上げますと、公共用水域の底質、地下水及び土壌については、すべての地点で、それぞれ環境基準はございますが、環境基準を下回っております。ただ、残念ながら、1ページの下の方にございますが、水質で1地点（清水川 清水橋）、これは香取市、旧小見川町ですが、こちらで1ヵ所だけ環境基準を超過しております。ただ、全地点の平均値は0.31で、測り始めた平成12年度から比べれば下回っているという状況です。

時間等の都合により、中身については説明は省かせていただきます。

それからもう1点、参考資料4、こちらは放射能のモニタリング調査です。これは1回目は5月～7月にかけて実施していますが、本年度2回目以降の調査について概略が決ま

りましたので、できれば 12 月の下旬から来年の 3 月中旬ぐらいまでの間に 1 回から 2 回ぐらい調査をやりたいと考えております。

以上でございます。

磯部部会長 ありがとうございます。

何か御質問ございますか。

放射能モニタリングについては、ここでも御質問等があったかと思いますが、調査をやっていたらということ、ぜひお願いしたいと思います。

瀧委員 ダイオキシンのほうですが、原因までは調査はされているのでしょうか。例えば焼却施設なのか、あるいは農業の農薬関係なのか、何なのか、そこら辺ですね。

生駒水質指導室長 ダイオキシンを測定する際にダイオキシンのそれぞれの組成分析をやっていますが、その組成分析から見ると、どうも農薬由来のものではないかと推測しています。

瀧委員 わかりました。

それをフィードバックしないといけませんね。農薬の使用方法ですね。それこそ指導と言ったらいいのでしょうか、何か助言するとか、今後そういうようなことをやっていかないと。そうしないと、いつまでも値が上がりっぱなしと言ったら変ですが、そういうことが起こりますので、ひとつよろしくお願いします。

磯部部会長 ほかに御質問ございますか。

泊特別委員（代理 中村所長） 放射能のモニタリングですが、この調査結果が出てから除染計画をつくるというようなお考えはありますか。

それから、参考資料 5 ですが、県内の地盤沈下、1 年間の変動図を見ますと、北総から銚子にかけてが沈下が大きいのですが、この原因について何かわかれば教えてください。

生駒水質指導室長 今回の放射能のモニタリング調査は、とにかく今の状態がどうなのか、これからどういった形で推移していくのか、それを把握するのが主な目的ですので、現状では除染云々の話は、私ども環境部サイドとしては特に考えてございません。

ただ、住民の方々、県民の方々が御心配なのは、例えば結果の中で底質で放射性物質が検出されておりますので、その影響についてどうかということで御心配があらうかと思えます。我々はいつも申し上げているのは、そこにあるものについては、水がかなりの層ありますので、放射線の影響は水で遮蔽されますので、生活空間への影響は極めて少ないと考えているということで皆さんにお知らせしているところでございます。

小倉地質環境対策室長 参考資料 5 ですが、先ほど参考資料 5 の 5 ページを御覧いただいたのだと思います。水準基標変動図というもの。これは 1 年間の変化です。23 年、つまりこの間の 3 月には地震が起こっているわけですが、北のほうに行くに従って赤みが増しているということで、沈下量が大きいところは、赤のところは 8 cm 以上となっております。すべてがすべて地震の影響とも言いきれませんが、概ね震源に近いほうに行くに従って沈んでいるということをお推定しております。

磯部部会長 では、この件についてはよろしいでしょうか。

それでは、最後にスケジュールについて、事務局から御説明ください。

大竹水質保全課長 本日は、御審議いただき、また貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。

本日の諮問事項について、審議結果を踏まえまして、上乘せ条例の改正については所定

の手續ということで、早期の改正に向けて手續を取らせていただきます。

また、いま質問がございましたが、本日配付して説明はしませんでした。平成 23 年度の地盤沈下の状況、8月に公表した資料を付けておりますので、委員の皆様には今日の部会の資料として見ていただければと思います。

今後の部会の予定ですが、今年度は本部会を最後に予定はございません。来年度につきましては、特に現時点では、次年度の公共用水域の測定計画ということで、1年後ぐらいとなりますが、12月から1月にかけて日程を調整させていただきたいと思います。今日御審議いただいた測定計画のみという予定でございます。今後、予定が明らかになりましたら、各委員の皆様にご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。

磯部部会長　　ありがとうございました。

今後の審議日程について御説明いただきました。開催日程については、事務局より今後調整をお願いしたいと思います。

以上をもちまして、本日の議事を終了いたします。大変長時間にわたり御審議いただき、予定の時間を超過いたしまして大変申しわけありませんでした。

それでは終了させていただきます。御協力ありがとうございました。

6. 閉　　会

司会　　以上をもちまして、千葉県環境審議会水環境部会を終了いたします。ありがとうございました。

— 以上 —